

30 林政企第 120 号

平成 31 年 3 月 20 日

北海道知事 殿

林野庁長官

「林業・木材産業改善資金制度の運営について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金制度の運営について」（平成 15 年 6 月 11 日付け
15 林政企第 15 号林野庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正した
ので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

別紙

林業・木材産業改善資金制度の運営について（平成15年6月11日15林政企第15号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>(別紙) 第1～第6 (略)</p> <p>第7 その他 (1) 貸付事業の確認調査及び結果の報告 都道府県は、本制度の適正な運営を図るため、前年度末に貸付残高のある林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業（融資機関が行う貸付に係るものを含む。以下「貸付事業」という。）について毎年度調査を行い、12月末までに別記様式3により、その結果を林野庁長官に報告するものとする。 <u>ただし、当年度に貸付金の全額を償還する場合であって、償還期間中の調査が困難なものに限っては、前年度1月から調査することができるものとする。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>別記様式1・別記様式2 (略)</p> <p>別記様式3 (第7の(1)関係) 年度林業・木材産業改善資金貸付確認調査結果報告書 番 号 年 月 日 林野庁長官 殿 ○○県（都道府）知事 年度の林業・木材産業改善資金貸付確認調査の結果を次のとおり報告する。</p> <p>1 貸付件数及び確認調査件数等 (割る。) (単位：件、千円)</p>	<p>(別紙) 第1～第6 (略)</p> <p>第7 その他 (1) 貸付事業の確認調査及び結果の報告 都道府県は、本制度の適正な運営を図るため、前年度末に貸付残高のある林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業（融資機関が行う貸付に係るものを含む。以下「貸付事業」という。）について毎年度8月31日現在で別記様式3により調査を行い、その結果を林野庁長官に報告するものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>別記様式1・別記様式2 (略)</p> <p>別記様式3 (第7の(1)関係) 年度林業・木材産業改善資金貸付確認調査結果報告書 番 号 年 月 日 林野庁長官 殿 ○○県（都道府）知事 年度の林業・木材産業改善資金貸付確認調査の結果を次のとおり報告する。</p> <p>1 貸付件数及び確認調査件数等 (年8月31日現在) (単位：件、千円)</p>

貸付内容	前年度末の総貸付残高		確認調査をしたもの		未確認のもの		確認調査月日	備考
	(a)		(b)		(c)=(a)-(b)			
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額		
合計								

(注) 備考欄には、未確認案件に対する今後の確認調査計画を記載すること。

2～4 (略)

(注) 融資機関からの貸付けについても本表により併せて報告するものとする。
(削る。)

別記(第6関係)

都道府県林業・木材産業改善資金貸付規程例

第1条 (略)

(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)

第2条 (略)

2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、それぞれ右欄に掲げる償還期間及び据置期間とする。

貸付内容	償還期間 (据置期間)
一～四 (略)	(略)

貸付内容	前年度前に貸し付けたものの前々年度末残高		前年度に貸し付けたもの		(a)及び(b)のうち貸付金の全額を償還したもの		前年度末の総貸付残高		確認調査をしたもの		未確認のもの		確認調査月日	備考
	(a)		(b)		(c)		(d)=(a)+(b)-(c)		(e)		(f)=(d)-(e)			
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額		
合計														

※ 未確認件数に対する今後の確認調査計画を記載すること。

(注) (a)及び(b)欄の貸付額のうち一部償還があったものは、(c)欄の貸付額に()外書で記入すること。

2～4 (略)

(注) 1 融資機関からの貸付けについても本表により併せて報告するものとする。
2 この報告書の提出は、平成16年度以降とすること。

別記(第6関係)

都道府県林業・木材産業改善資金貸付規程例

第1条 (略)

(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)

第2条 (略)

2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、それぞれ右欄に掲げる償還期間及び据置期間とする。

貸付内容	償還期間 (据置期間)
一～四 (略)	(略)

五 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合	（略）
六～九 （略）	（略）

3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律施行令（平成23年政令132号）に基づき東日本大震災の後平成32年3月31日までに県（都道府）の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項の表の左欄に掲げる場合（同表の第7号から第9号（第9号については償還期間に限る。）までに掲げる場合を除く。）にあつては、それぞれ右欄に掲げる償還期間及び据置期間を3年延長して適用するものとする。

4 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定に基づき経営管理実施権の設定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定に基づき、第2項の表の第1号の左欄に掲げる場合にあつては、右欄に掲げる償還期間を3年延長して適用するものとする。

5 （略）
第3条～第16条 （略）

（別添1） （別記 第7条第1項関係）
林業・木材産業改善資金事務委託契約書例（森林組合連合会又は木材協同組合連合会への事務委託の場合）

第1条～第3条 （略）
第4条 （略）

五 公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合	（略）
六～九 （略）	（略）

3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者においては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律施行令（平成23年政令132号）に基づき東日本大震災の後平成31年3月31日までに県（都道府）の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項の表の左欄に掲げる場合（同表の第7号から第9号（第9号については償還期間に限る。）までに掲げる場合を除く。）にあつては、それぞれ右欄に掲げる償還期間及び据置期間を3年延長して適用するものとする。

（新設）

4 （略）
第3条～第16条 （略）

（別添1） （別記 第7条第1項関係）
林業・木材産業改善資金事務委託契約書例（森林組合連合会又は木材協同組合連合会への事務委託の場合）

第1条～第3条 （略）
第4条 （略）

2～4 (略)

5 甲は、その責に帰すべき事由により第1項及び第2項の事務委託手数料等を第3項の期限に遅延して支払うときは、支払期限の翌日から支払をなす日までの期間について10.75パーセントの割合をもって計算した過怠金を乙に支払うものとする。

第5条～第13条 (略)

年 月 日

甲 住所 × × × ×
 ○○県(都道府)知事 ○ ○ ㊟

乙 住所 × × × ×
 ○○県(都道府)森林組合連合会
 (木材協同組合連合会)
 代表者 ○ ○ ○ ○ ㊟

丙 住所 × × × ×
 ○○森林組合
 (○○木材協同組合)
 代表者 ○ ○ ㊟
 ∴ ∴ ∴ ∴

(別添2) (別記 第7条第2項関係)

林業・木材産業改善資金事務再委託契約書例

第1条～第14条 (略)

年 月 日

甲 住所 × × × ×
 ○○県(都道府)森林組合連合会
 (木材協同組合連合会)
 代表者 ○○ ○○ ㊟

2～4 (略)

5 甲は、その責にすべき事由により第1項及び第2項の事務委託手数料等を第3項の期限に遅延して支払うときは、支払期限の翌日から支払をなす日までの期間について10.75パーセントの割合をもって計算した過怠金を乙に支払うものとする。

第5条～第13条 (略)

平成 年 月 日

甲 住所 × × × ×
 ○○県(都道府)知事 ○ ○ ㊟

乙 住所 × × × ×
 ○○県(都道府)森林組合連合会
 (木材協同組合連合会)
 代表者 ○ ○ ○ ○ ㊟

丙 住所 × × × ×
 ○○森林組合
 (○○木材協同組合)
 代表者 ○ ○ ㊟
 ∴ ∴ ∴ ∴

(別添2) (別記 第7条第2項関係)

林業・木材産業改善資金事務再委託契約書例

第1条～第14条 (略)

平成 年 月 日

甲 住所 × × × ×
 ○○県(都道府)森林組合連合会
 (木材協同組合連合会)
 代表者 ○○ ○○ ㊟

乙 住所 × × × ×
〇〇森林組合
(〇〇木材協同組合)
代表者 〇〇 〇〇 ㊟
 : :
 :

参考様式第 1 号 (略)

参考様式第 2 号

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

1～3 (略)

(添付資料)

1 法律の特例に該当し、償還期間が10年を超えるもの又は据置期間が3年を超えるものとする場合は各法律の特例に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。

2 (略)

(略)

参考様式第 3 号 (略)

参考様式第 4 号

林業・木材産業改善資金貸付申請書

年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

林業・木材産業改善資金貸付規程第 条の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

乙 住所 × × × ×
〇〇森林組合
(〇〇木材協同組合)
代表者 〇〇 〇〇 ㊟
 : :
 :

参考様式第 1 号 (略)

参考様式第 2 号

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

1～3 (略)

(添付資料)

1 法律の特例に該当し、償還期間を10年以上又は据置期間を3年以上とする場合は各法律の特例に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。

2 (略)

(略)

参考様式第 3 号 (略)

参考様式第 4 号

林業・木材産業改善資金貸付申請書

平成 年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

林業・木材産業改善資金貸付規程第 条の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを申請します。

(略)

償還計画	償還月日 月 日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
		1年目 (____年)	千円	6年目 (____年)	千円	11年目 (____年)	千円
		2年目 (____年)	千円	7年目 (____年)	千円	12年目 (____年)	千円
		3年目 (____年)	千円	8年目 (____年)	千円	13年目 (____年)	千円
		4年目 (____年)	千円	9年目 (____年)	千円	14年目 (____年)	千円
		5年目 (____年)	千円	10年目 (____年)	千円	15年目 (____年)	千円

(略)

参考様式第5号・参考様式第6号 (略)

参考様式第7号

林業・木材産業改善資金借入申請書

____年 ____月 ____日

融資機関の代表者 殿

林業・木材産業改善資金貸付規程第 ____条の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の借入れを申し込みます。

(略)

償還計画	償還月日 月 日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
		1年目 (____年)	千円	6年目 (____年)	千円	11年目 (____年)	千円
		2年目 (____年)	千円	7年目 (____年)	千円	12年目 (____年)	千円
		3年目 (____年)	千円	8年目 (____年)	千円	13年目 (____年)	千円
		4年目 (____年)	千円	9年目 (____年)	千円	14年目 (____年)	千円
		5年目 (____年)	千円	10年目 (____年)	千円	15年目 (____年)	千円

(略)

償還計画	償還月日 月 日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
		1年目 (平成 ____年)	千円	6年目 (平成 ____年)	千円	11年目 (平成 ____年)	千円
		2年目 (平成 ____年)	千円	7年目 (平成 ____年)	千円	12年目 (平成 ____年)	千円
		3年目 (平成 ____年)	千円	8年目 (平成 ____年)	千円	13年目 (平成 ____年)	千円
		4年目 (平成 ____年)	千円	9年目 (平成 ____年)	千円	14年目 (平成 ____年)	千円
		5年目 (平成 ____年)	千円	10年目 (平成 ____年)	千円	15年目 (平成 ____年)	千円

(略)

参考様式第5号・第6号 (略)

参考様式第7号

林業・木材産業改善資金借入申請書

____平成 ____年 ____月 ____日

融資機関の代表者 殿

林業・木材産業改善資金貸付規程第 ____条の規定に基づき、下記のとおり林業・木材産業改善資金の借入れを申し込みます。

(略)

償還計画	償還月日 月 日	償還年次	償還額	償還年次	償還額	償還年次	償還額
		1年目 (平成 ____年)	千円	6年目 (平成 ____年)	千円	11年目 (平成 ____年)	千円
		2年目 (平成 ____年)	千円	7年目 (平成 ____年)	千円	12年目 (平成 ____年)	千円
		3年目 (平成 ____年)	千円	8年目 (平成 ____年)	千円	13年目 (平成 ____年)	千円
		4年目 (平成 ____年)	千円	9年目 (平成 ____年)	千円	14年目 (平成 ____年)	千円
		5年目 (平成 ____年)	千円	10年目 (平成 ____年)	千円	15年目 (平成 ____年)	千円

(略)

参考様式第 8 号～参考様式第26号 (略)

(略)

参考様式第 8 号～参考様式第26号 (略)

附則 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。